

スクール(ハイスクール；高校)へ進み5～6年の中等教育を受ける。一般に中等学校では総合的教育が行なわれる。

中等教育最後の2年間は大体において義務教育の期間ではないが、生徒の75%以上はそのまま残って2年間の教育を受ける。18歳くらいで高校の最終学年を終えた後は、専門学校や大学への進学者と、実社会に出て行く者とに分かれる。

高学歴化が進展しており、現在、経済開発協力機構加盟国中でも上位にある。

20年ほど前までは大半が10年生を終えると学校生活から去っていたが、現在は約4分の3が12年生まで学校に残る。

また20～24歳層の3分の1以上が、フルタイム、あるいはパートタイムで高等教育機関に在籍している。

〈表1-68〉 年齢階級別若年者の教育機関への在籍率(2001年5月)

年齢階級(歳)	15～19	20～24
中等教育機関(高校)	51.4	0.3
高等 教育 機 関	26.0	34.5

資料出所 オーストラリア政府・豪日交流基金ホームページ「オーストラリア発見」

(2) 資格制度

a オーストラリア資格体系(AQF [Australian Qualifications Framework] ^(注2))

(a)概要

中等教育上級から大学院まで、職業課程と普通課程の両方を含んだ学習段階に共通の資格を付与する、全国を対象とした資格認定の仕組みである。

概略、表1-69のように、教育機関・段階で分類分けされている。

職業教育訓練の資格(Educational Awards)と職務に実際に就く際の格付け(Occupational Level)の対応関係は、表1-70のとおりである。

〈表1-69〉 教育機関・段階別の資格体系

中 等 教 育 School Sector	VET(職業教育訓練： Vocational Education and Training Sector)	高 等 教 育 Higher Education Sector
		博士 Doctoral Degree
		修士 Master Degree
	職業準修士 Vocational Graduate Diploma	準修士 Graduate Diploma
	職業準修士 Vocational Graduate Certificate	準修士 Graduate Certificate
		学士 Bachelor
	上級ディプロマ Advances Diploma	上級ディプロマ Advances Diploma
	ディプロマ Diploma	ディプロマ Diploma
	履歴証明Ⅳ Certificate IV	
	履歴証明Ⅲ Certificate III	
	履歴証明Ⅱ Certificate II	
後期中等教育学力証明 Senior Secondary Certificate of Education	履歴証明 I Certificate I	

〈表1-70〉 職業教育訓練の資格及び職務格付け

職業教育訓練で授与される資格 Educational Awards	職務格付け Occupational Level
学部卒業以上 Degree	専門職 Professional
上級ディプロマ Advanced Diploma	専門職 Professional
ディプロマ Diploma	準専門職 Paraprofessional
履歴証明Ⅳ Certificate IV	熟練技術職 Trade Technician／Supervisory
履歴証明Ⅲ Certificate III	技能職 Skilled Trades
履歴証明 I、II Certificate I, II	準技能職 Skilled Operative or Preparatory

(b) 資格と失業との関係

雇用職場関係省によれば、資格と失業率とは、表1-71のように強い相関関係を示している。これが、若年者の高資格化を進める政府の態度の大きな理由の1つになっていると考えられる。

〈表1-71〉資格ごとの失業率

資 格		(%)
10学年以下	2003年	10.6
	2004年	9.6
12学年以下	2003年	6.4
	2004年	6.6
履歴証明Ⅰ、Ⅱ	2003年	7.3
	2004年	6.3
履歴証明Ⅲ、Ⅳ	2003年	4.1
	2004年	3.6
学士(bachelor degree)	2003年	3.1
	2004年	2.9

資料出所 豪雇用職場関係省 “AUSTRALIAN JOBS 2005”

4 若年のキャリア形成及び就職支援

(1) 職業教育訓練全般

a 概 要^(注3)

職業教育訓練体系の総称をさして、オーストラリアではVET(Vocational Education and Training)と呼ぶ。

職業教育訓練とは、前期中等教育を修了した者を対象にした職業教育・訓練のことである。

1996年からは、後期中等教育に在学している者だけでなく、学校の外にいる者－早期退学者＝ドロップアウト者などもこれに参加できることとなった。

b 実施主体概要

職業教育訓練機関としては、大学、TAFE(後述(2)参照)、私立職業高校、普通高校があるが、現在はTAFEが中心となっているとされる。

c 種別概要(就学年齢層対象)

(a) 後期中等教育履歴証明の一環として行われるVET

オーストラリア資格体系(AQF)には、いくつもの資格があるが、そこで取得される職業関連の資格はVETと呼ばれる(前述3の(2)のaの(a)参照)。

(b) 学校外認定VET

学校外認定VETとしては、新養成訓練(後述(3)参照)がある。

また、学生(生徒)がパートタイム労働に募集して、雇用されたり、学生(生徒)が休学して、フルタイム・パー

トタイムで雇用される形が存在する。

(c) 学校内での(a)以外の職業学習

- ・他の職業課程(例：簿記[bookkeeping])
 - ・仕事体験
 - ・企業学習
 - ・コミュニティの仕事(体験)
- などが行われている。

(d) 学校外での(b)以外の職業学習

- ・職場体験
 - ・コミュニティでの仕事(体験)
- などが行われている。

d 受講(希望)者概要

職業教育訓練の希望者は、中学や高校の卒業者だけではない。義務教育終了後に就職して、事業主と契約の上養成訓練生(apprentice)となり、オフJT(Off-JT；事業主の職場外で行われる職業訓練)として訓練に参加する者、TAFE又は大学で何らかの資格を取得したが、さらなる能力開発を希望する者、失業中の者、在職中の者が含まれる。

〈表1-72〉年齢階級別職業教育訓練全体の受講者数(2004年、全国)

年齢(歳)	男 性	女 性	男女計
14歳以下	5.3	4.4	9.7
15～19	199.2	158.4	357.9
20～24	151.0	114.9	266.2
25～29	86.7	74.7	161.7
30～34	81.9	73.3	155.5
35～39	70.1	71.1	141.5
40～44	65.7	76.1	142.1
45～49	54.6	65.0	119.8
50～54	42.3	47.3	89.8
55～59	29.4	29.5	59.1
60～64	14.5	13.5	28.1
65歳以上	12.0	13.6	25.7
不 明	16.0	18.8	38.1
計	828.9	760.7	1,595.2

資料出所 NCVER(職業訓練研究全国センター)ホームページの“Statistics”、の“Students and Courses”の部分より

(注) VET 実施プロバイダー報告まとめの数値。2005年7月公表

(2) TAFE (Technical and Further Education ; しばしば「職業教育訓練高等専修学校」と訳される。直訳すると、「技術・継続教育」)

高校から大学初級程度までを1つにした職業教育(学校)で、高等教育である。

職業課程であること及び年齢を考慮すると、現代の日本の工業高等専門学校に類似している。しかし、日本とは異なり、全学生が同じ年数を在籍する必要はなく、コースつまり取得技能別に修学年限が異なり、修学時に授与される資格も学生により異なる。

対象としている学生の進路先職種は、病院関連職種、観光業、建設業、木工、秘書事務など様々であるが、具体的な職業に関連したものである。

入学の困難さは、TAFEに対応する高等教育機関と同じか、やや低い程度である。

大学とTAFEとでは、領域がお互いにオーバーラップしている。

TAFEを行う個々の機関は、州ごとに、短大(colleges)、研究所(institutes)といった名称となっている。TAFEの保有・運営・財政を任っているのは、州・準州であるが、連邦政府も経費の負担などで関与している(教育は州の権限である。)。

この一方、大学などの高等教育機関の多くは、連邦政府によって財源を賄われ、大学を保有しているのが主に州である。

いくつかの大学ではTAFE課程を行っているところもある(ダーウィンにあるチャールズダーウィン大学等)。

前歴を評価した中途編入もあり、出入りに多様性がある。

TAFE修了に伴い、修了者に授与される資格には州によって相違がある。

(3) 新養成訓練(New Apprenticeship)

a 概要

1998年、自由党のハワード政権が、硬直化していた従前の養成訓練制度(訓練期間が固定されて動かせないなど)を改め、より柔軟性を増すために改革を行ったが、その改革後の養成訓練は、連邦政府により「新養成訓練」と呼称されている。もっとも各州での呼称は、養成訓練(制度)(apprenticeships)、訓練生(制度)

(traineeships)など様々である。

b 行政の支援窓口

政府は、登録した養成訓練(契約の数)に応じて(訓練実施事業主に対して)財政支援する。

また、訓練生に対しては、訓練のために移転して生活費用が余分にかかるしまう者を対象に手当(Living Away From Home Allowance)を支給するなど、支援を行っている。

政府が運営する、新養成訓練センター(New Apprenticeship Centres:全国各地に展開。所数約500)が、政府が行う情報提供や手当の支給の一元窓口となっている。

c 対象者及び適用要件^(注4)

職種に限定がほとんどなく、年齢制限はないなど、各種制限が希薄である。

非商業的職業の職種(マネージャー、専門職、事務員、サラリーマン、製造・運輸労働者、労務者)の養成訓練生は、1995年から1999年の間に8倍に増大し、養成訓練生の中で25歳以上の者は、(1995年の)10%未満から2002年には半数に近づくなど増大している(表1-74参照)。

学生も学業を修業しつつ、パートタイムの養成訓練を始めることができる。

新養成訓練は、お役所主義の打破をめざして、できるだけ柔軟性が高い形で実施できるようにするために、養成訓練期間、(修了者に与えられる)資格などは、一律に固定されたものではなく、融通の利くものである。

新養成訓練として実施できる形式は、①オンJT(事業主の職場内で事業主により行われる職業訓練)、②オフJT(事業主の職場外で行われる職業訓練)、③オンJTとオフJTの組み合わせ、のいずれの形式でも可能である。

新養成訓練は、訓練生、事業主(、登録訓練機関(RTO))の(三者間)契約で成立する。

訓練生希望者は、新養成訓練センター(上記b参照)に相談することとされる。